



宗家は亡くなっている。<sup>④</sup>八条院の従弟宗家は、彼女に院司として仕えたが、宗家から感多荘を譲られた妻もまた、按察という女房名で八条院に仕えていた。<sup>⑤</sup>彼女の両親は藤原俊成と藤原親忠娘であり、同母弟には定家がいた。彼女の一家が八条院やその母美福門院藤原得子に近侍したのは周知のところである。

さて、実子のない彼女は、<sup>⑥</sup>その後出家して清浄蓮となり、死期が迫った。<sup>⑦</sup>建仁三年（一二〇三）十月十九日に、猶子の公暁という延暦寺僧宛の譲状を作成した（史料①―c）。公暁とは定家の妻の弟である。史料①―cの正文も写も現存しないが、次掲の史料②（史料①―dの写）の通り、翌月には八条院庁が公暁を預所職に任命している。

史料②「八条院庁下文写」（『徴古雑抄西園寺家文書』）

八条院庁下 筑前国感多庄

可令比丘尼清浄蓮讓、以猶子法眼公暁為預所事

右、得彼清浄蓮解状備、謹檢案内、件庄者中御門内<sup>大臣</sup>□□家相伝私領也。

而故大納言家伝雖無相違、寄進八条院御領。大納言存生之時、又申

庁御下文、讓与清浄蓮既畢。相伝有由緒。領掌雖無疑、讓与猶子公暁、

門跡相承不可相違之由、重欲成賜庁御下文。且是為不斷本領主等追善

也。望請庁裁、任申請、以公暁可為預所之由、被成下庁御下文、弥

□□<sup>仰憲</sup>政之貴者、任彼讓状、以法眼公暁可為預所職之状、所仰如件。庄

官等宜承知、不可違失。故下。

建仁三年十一月十七日 主典代前山城守大江朝臣判

別当權大納言源朝臣判<sup>通賢</sup>

從三位藤原朝臣判<sup>長経</sup>

この文書自体はオーソドックスな預所の讓与安堵状であるが、次掲の史料③を読む限り、史料②が八条院の意向で発給されたとは考えられな

いのである。

史料③『明月記』元久二年（一二〇五）八月三日条（一）内は割書

三日（中略）法眼、自昨日宿此家。參籠日吉之人也。白地出京。

（中略）

故中御門尼上所被讓之庄、八条院忽賜京極局【宗家卿娘也。依為其実

子息暗息、給件庄。大納言讓後家。大納言存生時、以兼光卿子少納言<sup>兼原基長</sup>

為猶子。後家又為子此庄可讓由、已申給庁御下文之後、少納言死。其

後又歷年了。此京極局自大納言家成人。如猶子。父卿薨後參女院。官

仕有便。猶為子讓与何事在哉由、予度々勸之。不許容此。黃門局又女

院近習也。為同胞弟、又成此約有便之由、粗有相示輩。彼尼上後見之

媼、皆不受此人々語。取無故法眼、忽令付属。女院無御甘心、今有此

事。是存内事也】驚此事出京云々。

記事の概要は、清浄蓮が公暁に讓った莊園所職を、八条院が取り上げて自身の女房京極に賜ったというものである。京極について『明月記』

記主定家は、宗家の娘で清浄蓮にとっても猶子のような存在だったと説

明している。京極は父の没後八条院に出仕し、定家は清浄蓮に、京極を

猶子として莊園所職を譲るよう勧めた。清浄蓮や定家の同母姉妹で、八

条院の側近女房の黄門（本名健寿御前。「たまきはる」作者）も同様の

意見であった。しかし、清浄蓮の後見の媼なる者は、これらの意見を受

け入れず、縁もゆかりもない公暁に相続させてしまったのである。

なお、史料③に具体的な荘名は見えないが、史料①―bや後掲の史料

④⑤より、史料③は感多荘に関する記事であると判断できる。史料③に

よると八条院は「無御甘心」すなわち、公暁の相続に納得しておらず、京

極へと代替したのである。

但し、史料①―e f gの文書の存在からも分かるように、結局感多荘

預所職は、公暁に返還された。八条院没後の八条院領は、「春華門院昇子内親王（八条院猶子）↓後鳥羽（春華門院父）・藤原良輔（八条院猶子・春華門院叔父。良輔没後は全て後鳥羽へ）↓承久の乱後、幕府が没収↓後高倉院↓安嘉門院邦子内親王（後高倉院皇女）↓龜山（大覚寺統祖）・室町院暉子内親王（安嘉門院姪。室町院没後は全て龜山へ）」という順で継承された。<sup>②</sup>この中の、後高倉院ついで安嘉門院が管領した時代に、公暁と京極の間で相論が起きている。後高倉院管領期の文書は現存しないが、安嘉門院管領期に作成された史料①―e f gの文書は、正文の一部または写が現存する。このうち史料①―eは、追而書と推測される部分のみ正文が現存しているので、まずはその追而書（史料④）を見よう。

史料④ 公暁法印讓狀追而書（『雨森善四郎氏所藏文書』 行書体部分 は端書）

公暁法印讓狀常磐井入道太政大臣（藤原西園寺）家（表式）御相伝事

逐申

当庄事再三被相尋京極局之処、申未処分之由、不帶一紙之証文。而去承久三年、後高倉院御時、不被尋問子細、於兩方無左右被成下庁御下文。其状云、

故大納言薨去之刻所讓給也（云々）。

此条重被尋問之処、猶申未処分之由。當時之陳状与庁御下文已以参差也。

文治之頃依為祇候寄進 八条院云々。

此事大納言存生之時被寄進了。

被盜取文書事。

此条依令相伝文書給、今如此被仰下之上勿論候。

条々日来尋極之次第如此也。為御存知委所令申候也。

これによると、後高倉院管領期には、はっきり決着はつけられず、公暁・京極双方に後高倉院庁下文が発給された。当時京極は「故大納言薨去之刻所讓給也」・「文治之頃依為祇候寄進 八条院」と主張した。これらの主張のうち前者は、宗家の死の前日に発給された史料①―bの写の「可令權大納言家室為預所事」・「件庄任彼家讓為預所可令執行庄務」という記述と矛盾するし、後者は史料②の「而故大納言（宗家）家伝領雖無相違、寄進八条院御領」という記述と矛盾しており、公暁も史料④でこの矛盾をつき「大納言存生之時被寄進」と述べている。また、前者は、史料③の「大納言存生時、以兼光卿子少納言為猶子。後家又為子此庄可讓由、已申給庁御下文之後、少納言死」という記述、すなわち、宗家が生前に藤原（日野）兼光の子を猶子とし、清浄蓮もこの人物への讓与を望み、八条院庁下文を賜ってこれを承認されていた、という記述とも矛盾する。しかも京極は、公暁が甥の藤原（西園寺）実氏に宛てて史料④部分を含む讓狀（史料①―e）を書いた貞応三年（一二二四）の相論時には、宗家からの処分を「未処分」と述べているのである。

京極の主張がこのように矛盾だらけだったため、嘉祿二年（一二二六）七月十四日、安嘉門院院司でこの相論の奉行を務める藤原（吉田）資経は、実氏宛に史料①―fを書いた。その写には、「感多庄事重仰遣京極局許候之処、申状如此不帶一紙之証文之条、顯然坎。於今者不可及被尋問之由候也」とある。<sup>①</sup>そしてその十日後、公暁の知行を認める安嘉門院令旨（史料①―g）が発給された。史料⑤はその写であり、同時に安嘉門院庁下文も発給されたことが確認できる。

史料⑤ 安嘉門院令旨写（柳原本『諸文書部類』）

蓮華心院領筑前国感多庄庁下文遣之。任文書道理早可令知行給者、依安嘉門院令旨執達如件。

嘉祿二年七月廿四日 大宰大貳（表式） 判奉

清淨蓮存命時には京極の相続を望んだ定家も「午時許、法印(公暁)被来。感多庄庁御下文、只今到来云々。可謂理運」と、公暁の勝訴を評価している。

京極はその後、寛喜元年(一二二九)に、宜秋門院藤原(九条)任子のもとへ「為公暁、先年被取庄」と「愁訴」している。<sup>(12)</sup> 宜秋門院は、京極が八条院没後に仕えた春華門院の生母であるばかりでなく、寛喜元年当時の関白道家の叔母でもあった。そのような縁故を頼って京極は愁訴したのであるが、道家の舅公経は、公暁の異母兄弟かつ感多庄の次期知行予定者実氏の父であるから、訴えは届くはずもなかった。

さて、この相論の遠因は、八条院が望まない預所職補任を八条院庁が行ったこと、すなわち史料①―d(写は史料②)を発給したことにある。この文書に署判したのは村上源氏の通資と末茂流藤原氏の長経であるが、八条院が望まない人事を実施した彼らが処罰された形跡はない。周知の通り、通資の父雅通や祖父雅定は美福門院・八条院母娘に仕えていた。

美福門院の父方の家系に属する長経も、美福門院・八条院母娘との主従関係は父の代に遡る。そしてこの頃の通資・長経は各々八条院の執事・年預として八条院庁の中樞に位置していた。<sup>(13)</sup> 女院の執事は女院を補佐・代行して院司に指示を行い、女院庁の儀式に関しては、儀式全体に関わる実権を持つポストであり、年預は用途調達その他、儀式経営の実務を担うポストであった。<sup>(14)</sup>

それでは章を改め、八条院庁のトップにいた通資について検討し、彼が八条院の意向と異なる八条院庁下文を発給し得た事情、換言すれば彼の位置づけ等を、当時の八条院院司メンバー構成にも注目しながら明らかにしたい。

## 二 八条院庁と源通資

まずは史料①―d発給の少し前の、後鳥羽院政開始期の村上源氏について見ておこう。周知の通り、建久九年(一一九八)に後鳥羽が譲位した新帝土御門は、通資の兄通親の外孫である。天皇の外祖父という立場の他に後鳥羽の執事のポストも得て権勢を誇った通親であるが、建仁二年十月に急死した。その後、通親嫡男通光の舅として通親の遺産を管理した藤原(葉室)宗頼が後鳥羽の執事となったが、宗頼も翌年正月に足の大火傷が原因で亡くなり、通資が宗頼の後任となった。

つまり、通資が後鳥羽院庁の要人となった時期に、史料①―dは発給されたわけである。なお、時期は不明ながら、通資は八条院領の遠江国初倉荘の所職を、正当な理由もなく強引に申請して賜っている。先行研究は、次掲の史料⑥・⑦を典拠に、十二世紀後半―十三世紀前半の初倉荘の所職の継承過程を「親弘(定家の母方の叔父)↓通資↓親行・忠輔・家信・良忠(何れも親弘の子)↓通時」と説明している。<sup>(15)</sup>

史料⑥「八条院所領注文案」(『東寺百合文書』)

八条院御領注文付寺家等

遠江国

依宝莊殿院領被免勅事

初倉庄(調所)皇太后宮寄宝莊殿院(保延元八、盛広)

押紙云、通時朝臣

(中略)

建暦元年七月 日書留之。

押紙云、寛喜元八月八日

以八条三位良清<sup>(16)</sup>本、令押紙直付了。

正安二年六月廿五日写之。



史料⑦『明月記』嘉禄元年五月五日条

通時朝臣遠江早倉庄安嘉門、不進年貢、被付序云々。是、予外家、親忠・親弘、有事故、依殊御遺言所知也。通資卿無故申給。全無事故。而承久三年、無是非沙汰所返給之庄也。

史料⑦で定家は、初倉（早倉）庄は自分の外祖父親忠（美福門院乳母伯耆の夫）とその子親弘が、美福門院の特別な遺言により知行してきたと述べている。

先行研究で論じられている通り、藤原朝隆が平治元年（一一五九）に没するまで初倉庄を知行していたので、仁平三年（一一五三）に没した親忠がこれを知行したとする史料⑦の記述は誤りであるが、本所の美福門院が永暦元年（一一六〇）に没する時に、親弘が知行しよう遺言したとみなせる。親弘は治承四年（一一八〇）に没したが、この時点では、通資が強引に八条院に申請して所職を賜ることはなかったと考えられる。治承四年当時の通資はまだ公卿にもなっておらず、彼より官位が上の八条院院司が複数存在した。そのような中で、通資の無理な申請が通るとは考えられず、初倉庄は親弘の子親行らが知行したと判断できる。

一方、史料①―dの発給時期の通資の官位は、正二位権大納言であり、その上後鳥羽と八条院の執事も兼任していたから、無理な申請による初倉庄の所職獲得はこの時期だったと考えられる。なお通資は、この後元久二年七月に病死するが、彼は当時空席の内大臣への昇進を最期まで望み続けた。『明月記』元久二年六月十九日条には、通資の任内大臣を受け入れない後鳥羽と、彼に任大臣を迫る八条院の動きが記録されている。瀨死の通資の大臣就任を推していることから、八条院は彼を重んじていたことがうかがえる。

しかし、感多荘預所職を公暁から京極へ改替した件は、通資の死の翌々月の出来事である。また、初倉庄所職は、通資死去直後はその子通

時が相続した可能性があるが、史料⑥より、その後、八条院が没する建暦元年六月までの間に、親行達へ戻されたと考えられる。

つまり八条院は、通資が公暁に感多荘預所職補任の下文を発給したことも、初倉庄所職の下賜を強く要請してきたことも快く思っておらず、通資没後に、自分の思い通りに所職を改替したと考えられるのである。

ではなぜ八条院は、生前の通資を重んじたのだろうか。あるいは重んじざるを得なかったのだろうか。

そこで通資が八条院執事を務めたことが確実な、建久九年<sup>(17)</sup>通資が没する元久二年七月までの七年間の、八条院院司のうち別当メンバーについて確認しておきたい。まず現存する八条院庁下文の署判別当を見ると、建久十年〜元久二年までに発給された三通は、通資と長経の二人に限られる。因みに建久五年・同六年に発給された二通も同様である。なお長経は、建仁三年に公卿に列したが、議政官公卿ではなく、生涯散位の公卿であったから、下文発給に関与した議政官公卿は通資のみということになる。これ以前の、長寛元年（一一六三）〜建久四年に発給されて現存する十二通の下文や牒のうち五通<sup>(18)</sup>に、複数の議政官公卿別当が署判しているのとは対照的である。

次に、建久九年〜元久二年七月の間に八条院が主催した仏事に参加した公卿について調べよう。<sup>(19)</sup>この時期の仏事のうち史料で参加者が確認できるのは九例のみであるが、そこから通資及び八条院の猶子藤原（八条）良輔以外の議政官公卿の出席者として、頼宗流藤原氏の泰通（三回。<sup>(20)</sup>）当時権大納言）、閑院流藤原氏の公房（三条家嫡男。一回。<sup>(21)</sup>）当時権中納言）が確認できる。前者は、当時通資とほぼ同格の公卿（『公卿補任』での並びは通資の一つ上である）であった。彼は、美福門院院司成通（美福門院の従兄）の猶子である。しかし、現存の八条院庁発給文書に彼の署判は確認できず、八条院庁の中核メンバーとは言い難い人物だったと考えられる。また、彼は建仁二年七月廿三日に、子の経

通を中将にするために権大納言を辞している。<sup>(22)</sup>一方、後者は、美福門院院司公教の嫡孫である。三条家は、嫡流よりも傍流の方が八条院との関係は深い。公房は、八条院猶子春華門院の生母宜秋門院の中宮時代にその宮司を務めた関係で、春華門院の内親王宣下時にその職事を兼任したので、<sup>(23)</sup>八条院よりも春華門院との関係から、八条院主催の仏事に参加することもあったのかもしれない。

なお、通資の前に後鳥羽の執事を務めていた宗頼も、元々は八条院院司であり、文治年間～建久年間前半(一一八五～一一九三)には、八条院庁の下文や牒に署判している。<sup>(24)</sup>周知の通り彼は、八条院を介して摂政藤原(九条)兼実の側近となり、建久七年の政変による兼実失脚後は後鳥羽の近臣へとステップアップし、最終的には権大納言に至っているが、一方で八条院との接点は現存史料からは確認できなくなっている。こうして見ると、当時の八条院庁を支える議政官公卿は、執事通資の他に存在しなかったと判断できよう。そしてそれゆえに、たとえ通資が莊園所職の件で八条院の意向に沿わない振る舞いをして、八条院は彼を重んじざるを得なかったのではないだろうか。

それにしても、応保元年(一一六一)に八条院が二条の准母として女院となった時に、議政官公卿十名(その多くは元美福門院院司である)が院司に任命されたのは隔世の感がある。八条院というと、①美福門院所生子ゆえに、父鳥羽の嫡系と位置づけられ、同母弟近衛の没後には、一時女帝候補になったこと、②美福門院猶子二条及びその子六条・二条の後で八条院の同母妹高松院妹子内親王等、鳥羽の嫡系の人々が夭折してゆく中で、唯一の鳥羽の嫡系として生き残り、院政を敷いていた異母兄後白河からも重んじられたこと、③両親から膨大な莊園とこれに付随する仏事執行権を相続したこと、④平家や鎌倉幕府との折衝力を持っていたこと、等々の事柄が想起されるかもしれないが、後白河が亡くなり、孫の後鳥羽の親政・院政期になると、後鳥羽との血縁関係は遠かったこ

ともあり、鳥羽嫡系としての八条院の威光は薄れてくる。<sup>(25)</sup>永井晋氏は八条院の世界について「権力に意欲をみせる権臣が離れていった」と説明される一方で、「八条院庁に出仕する廷臣は、朝廷の官人として家格相応の官職につき、八条院の推挙による叙位を加えることで、公卿の位階従三位まで昇っていった。議政官の公卿となって栄達はできないが、公卿の家として存続できる地位にあげる人事権はもっていた」とも述べられている。<sup>(26)</sup>

しかし、八条院の近臣公卿が全て散三位・二位ばかりでよいはずはない。政権中枢にアクセスできなければ、近臣の叙爵・加階を推挙しても通らなくなるであろうし、八条院領知行者達の所職を守りことも難しくなる。

八条院も無策だったわけではない。後鳥羽親政期の建久五年～六年に、実父の関白兼実にとつては「落胤」に過ぎなかった猶子良輔を、仏門に入れずに元服させ、正五位下叙爵という撰関の嫡子並みのスタートを切らせたことや、生後間もない春華門院を猶子としたことが、先行研究で注目されている。まず良輔の件については樋口氏が、八条院の後継者のサポートや家産経営の維持及びこれらに必要な政権中枢とのアクセスのために、八条院は良輔を公卿として育成したと論じられている。<sup>(27)</sup>一方、春華門院を猶子にしたことの意義については三好千春氏が、八条院には後鳥羽とのパイプ獲得というメリットが、後鳥羽には娘を介しての八条院領の入手及び鳥羽嫡系との融合、というメリットが、各々あったと論じられている。<sup>(28)</sup>しかし、良輔の貴族社会デビューも春華門院を猶子にしたことも、即効性は期待できない。そのような状況下で通資が増長し、感多荘や初倉荘の問題が発生したのである。

なお、通資没後の八条院の執事就任者は不明であるが、感多荘や初倉荘の所職を八条院の意向通りに代替できたことから、八条院が遠慮しなければならぬ者でなかったことは明らかである。通資が没した元久二

年当時、八条院院司かつ議政官公卿だったことが明らかなのは、管見の限りでは通資の子の参議雅親くらいである。一方、当時は猶子良輔が、二十一歳の若さで既に通資と同じ官位の正二位権大納言に達していた。猶子である良輔が執事というポストに就いたか否かは分からないが、執事の役割を担い始めたとも考えられるだろう。

さて、ここまで見てきた八条院の事例からは、執事のような有力院司との力関係により、莊園所職の補任を自由に行えない女院の姿が見えてきた。これと対照的な逸話を持つのが、宣陽門院親子内親王である。そこで次章では、宣陽門院、及び承久の乱後、父後高倉院から八条院領を相続し管領した安嘉門院の事例を検討しながら、女院と執事の関係をみてゆこう。

### 三 女院と執事―宣陽門院と安嘉門院を事例として―

後白河の愛娘で長講堂領管領者の宣陽門院は、嘉祿二年二月廿五日、自身の執事である前太政大臣公房からそのポストと知行していた莊園を奪い、左大臣で後院別当の要職にもあつた藤原（徳大寺）公継にこれを与えた。<sup>(29)</sup>多くの先行研究でこの件は、女院庁人事や女院領所職補任権を女院が掌握していたことの証左とされている。

公房の執事更迭の理由は、宣陽門院の猶子藤原（近衛）長子（実父は当時の関白家実）を今上後堀河に入内させようとしたことにある。既に後堀河には、公房の娘有子（後の安喜門院）が入内していたため、公房は長子の入内を不快に思った。それが宣陽門院の逆鱗に触れたのである。そもそも宣陽門院が、関白の娘を猶子に迎えて入内させようとしたのは、長子が後堀河との間に生む皇子―すなわち未来の天皇―に長講堂領を譲与し、皇位皇統へ接近しようとしたためと言われている。<sup>(30)</sup>これは王家側にとっても当然魅力的な話である。公房が執事を更迭される五

日前に、後堀河の生母北白河院藤原（持明院）陳子が、浴殿等の設置もしないまま入内し、有子の居所に五日間滞在して彼女と後堀河に対面したのは、<sup>(31)</sup>有子の内裏退出を要請するためであろう。翌月有子は内裏を退出し、その三ヶ月後に長子の入内が実現した。

ここからは、強権的な宣陽門院の姿がうかがえるが、新執事公継は就任の翌年正月に亡くなってしまふ。そしてその後、遅くとも閏三月には、公房が執事に復任しているのである。<sup>(32)</sup>

そもそも宣陽門院と三条家は、元来どのような関係にあったのだろうか。宣陽門院が女院になった当初、公房はその殿上人にはなっていないものの、院司には任命されていない。<sup>(33)</sup>当時の宣陽門院庁の中核的存在は、執事通親を中心とする村上源氏であった。史上初の、天皇の母（生母の他に擬似的な母も含む）でも后経験者でもない女院である上に、公卿クラスの貴族の外戚も持たない宣陽門院のために、後白河は自らの近臣通親を後見に付けたと考えられている。<sup>(34)</sup>

しかし、宣陽門院の年爵受給者に注目された長田郁子氏は、①通親没後、承久の乱までの約二十年間、村上源氏で宣陽門院の年爵に与つた者が一人のみであること、②通親没後、公房の執事罷免時期まで、三条家の者が宣陽門院の年爵に与る事例が多く見えること、の二点から、通親没後、宣陽門院と村上源氏の関係は弱まり、これに代わって三条家が宣陽門院庁の中核的存在になったのではないかと推測されている。<sup>(35)</sup>

公房の執事復任当時、有子は内裏を追われたままだったものの、後堀河は彼女を想い続け、僅か十歳の長子のごとは顧みなかった。<sup>(36)</sup>このように、長子の皇子出産という希望が実現する目処が立たない中で、宣陽門院は長子のライバルの父を執事に再任したのである。但し、長田氏が指摘される通り、公房の執事復任後に三条家の者が宣陽門院の年爵に与つたのは一度だけであり、両者の関係は以前の状態には修復されていない。つまり宣陽門院は、三条家との和解を望んだわけではないのであ



る。にもかかわらず公房を再任したのは、他に適任者がいなかったからと判断できよう。長子の入内を計画した時点では、公房の他に公継という重鎮がいたので公房を切ることができたが、公継が予想外に早く亡くなり、他の選択肢を失ったわけである。なお、長子の入内定が行われた日に、通親の子・孫・甥及び公継の子実基等、十名の議政官公卿が宣陽門院院司に任命されているので、<sup>(37)</sup>かつての八条院よりは良い状況のように見える。彼らの中には、実基や村上源氏具実のように、後々まで宣陽門院の院司を務めたことが明らかなる者もいる。<sup>(38)</sup>しかし、院司に就任して一年足らずの者達の中から執事を選任することは難しかったのであろう。

さて、宣陽門院をめぐる史料の中にはもう一つ、執事関連史料の可能性を持ったものがある。

史料⑧『隆信集』九三九番歌詞書

宣陽門院の御領、尾張の国なりける所を、させるあやまちもなきに召されて、みとせまで返したまはらざりけるを、今はさてやみぬべきにこそと思ひ絶えぬる心地して、様なども変へて後、このことをよきやうに申せなど言ひ付けたりし人のもとより、かく世を背きぬと聞こしめして、いとなんあはれに驚きおぼしめす、その御しやうは必ず返したまはるべきよしなん御色侍ると言ひ遣はしたれば、その人のもとへ喜びながら、この長歌をよみてなん聞こえける。(以下略)

定家の異父兄藤原隆信は、これといった問題も起こしていないのに宣陽門院領の所職を没収され、三年経つても返却されないので絶望して出家した。このことを聞いた宣陽門院は、驚き哀れんで、所職を返すという意向を示したという内容である。しかし、もし宣陽門院自身の意思で所職を没収したのであれば、このような意向を示すだろうか。

そこで所職没収時期に注目したい。隆信の出家は建仁二年なので、所職が没収された「みとせ」前は、建久十年である。この時期はちょうど通親が宣陽門院の執事を務めていた時期である。この頃の通親は、今上土御門の外祖父であり、後鳥羽の執事も務め、まさに絶頂期である。しかし既述の通り、彼は建仁二年十月に急死する。したがって隆信の所職は、建久十年に、宣陽門院の関知せぬところで執事通親の意思で没収され、それから三年以上経って宣陽門院は没収と出家の件を知り、当時既に通親は没していたので容易に没収の件を撤回するという意向を示せたのではないだろうか。

以上、宣陽門院の事例を見てきたが、彼女の場合も、必ずしも執事に對して優位だったわけではないと判断できよう。

次は安嘉門院であるが、管見の限りでは、安嘉門院の執事が彼女の意向を無視したあるいはその可能性を示す史料は見当たらない。しかし、女院の執事の位置づけが窺える史料があるので提示しておこう。

貞応三年に女院となった安嘉門院の執事を最初に務めたのは、彼女の従兄藤原(西園寺)公経の子で、彼女が後堀河准母として立后した時にその宮司を務めた実氏<sup>(実氏)</sup>だったと考えられる。『明月記』嘉祿三年十二月廿一日条の「右幕下返事云、安嘉門院中事、辞退已了。実宣卿可申沙汰云々」という記事は、安嘉門院の執事が、実氏から藤原(滋野井)実宣(安嘉門院の従姉で後堀河・四条乳母の藤原(持明院)宗子の夫)に交替したと読み取れよう。

第一章でも述べたように、実氏は公暁から感多荘所職を譲られた人物である。但し、公暁が京極に勝訴した嘉祿二年時点では、安嘉門院の令旨や下文は公暁に発給されているから、当時はまだ感多荘所職は公暁名義である。にもかかわらず、この訴訟の奉行資経が実氏に、史料①―fを送り、訴訟の結果を伝えているのは、実氏が執事として、安嘉門院の管領莊園の訴訟の結果を把握しておくべき立場にあったからと判断でき



よう。また、公暁が実氏への譲与を決めた理由は、彼が近親者というだけでなく、八条院領管領者安嘉門院の執事だったことにあると考えたい。<sup>(39)</sup> 相論中の莊園の管領者たる女院の執事に譲与を約束してこれを味方につければ、訴訟は有利になると判断したのである。執事がこのような経緯で所職を手に入れる事例は他にも存在したのではないだろうか。さて、実宣は実氏から執事を引き継いだものの、翌年亡くなってしまふ。後任のことは分からないが、次掲の史料からは、公経が執事だった可能性が考えられるのではないだろうか。

史料⑨『明月記』寛喜元年（一二二九）十二月廿二日条

詣相門（公経）。午時。中略。花山院入道処分孫法眼庄（美濃国平家領。平家滅亡時没。其一方當時所知行也。）。成序下文、二品下使者之由、有長有範（藤原成子）。

子周章来告。件使者急可張伏。平家領、故前大将没官之後、又無領主。今所称定某書歟。更不可用之由、庄家可答之由、示含訖。

平家没管領をルートとする美濃国の花山院家領に、藤原成子（後堀河乳母）の使者が、ここは安嘉門院管領の所領だと言って安嘉門院序下文を持ってきたという話を、公経が義兄の定家に語っているのである。安嘉門院管領の所領というのは偽りだったわけであるが、安嘉門院の名を騙る者が無関係の莊園に侵入したという事件が公経に報告されたのは、彼が安嘉門院の執事だったからではないだろうか。

この事件の二年後、公経は出家する。それに伴い執事も辞すことになろうが、表に出ないながらも執事の役割を果たしていると思わせる史料が存在する。

史料⑩『経俊卿記』暦仁元年（一二三八）十月五日条

自内府以左衛門尉宗賢被示禪門許云、安嘉門院御着服已下事、長氏奉

行不可叶。経俊早可申沙汰之由、以左衛門尉有国為御使、被仰下之旨示之。

安嘉門院の母北白川院が亡くなり、安嘉門院は喪に服することになった。その準備は当然院司の役割である。史料⑩の概要は、内大臣藤原（大炊御門）家嗣（前出の宗子の再婚相手）が経俊（前出の資経の子）に対し「安嘉門院の服喪等の奉行を藤原長氏（八条院年預長経の甥）が務められないので、経俊が対処するようにお命じ下さい」と禪門に願いました」と伝えた、というものである。「禪門」が誰なのか史料⑩には明記されていないが、内大臣が「被仰下之旨示之」つまりお命じになって下さいとお願いする相手は、当然内大臣より身分が上の出家者である。そうすると、「禪門」の候補は前撰政道家・元太政大臣公経・同じく元太政大臣公房くらいしかない。この中で安嘉門院と接点があるのは、彼女の従兄公経であるから、この「禪門」は公経と判断できよう。一方家嗣は、この後の記事を見ると、奉行となった経俊の問いに答えながら色々指示したり、安嘉門院主催の仏事の願文の草書担当者を決めたりしている。<sup>(40)</sup> また、この前年に安嘉門院の新御所への移徙の際には、下級官人の供奉をめぐる揉め事に経俊と共に対応している。<sup>(41)</sup> このように安嘉門院院司の中で中心的に活動している家嗣こそ、当時の執事と考えられるが、服喪の奉行担当者を直接指名せず、公経に指名を頼んでいる点から、公経は陰の執事だったと判断できよう。

さて、時期は数年遡るが、定家が知行していた八条院領近江国吉富荘で次掲のようなトラブルが発生した。

史料⑪『明月記』天福元年（一二三三）十二月廿六日条

房任申云、吉富庄、寛賢律師可知行由、入使者（公経）禪相門賜之由、庄民騒動。賢寂代官失東西云々。（中略）仍且以書状、奉尋内府。（実氏）返事云、

全不承及。定無実歟。只今罷向可尋申。即時又被示、全無其事。勿論々々云々。仍一旦以彼状仰房任、令下知庄家。

吉富荘を寛賢律師が知行すると行って侵入してきた使者は、公経の名を出しており、定家は実氏に事の真偽を尋ねている。結局これは公経の関知しないことであった。「禪相門賜之」が、公経が寛賢に使者を賜ったという意味なのか、或いは公経が寛賢に吉富荘所職を下賜したという意味なのか判然としないが、いずれにしても、ここで注目したいのは、寛賢が、管領者安嘉門院ではなく公経から知行を認められたと主張している点である。公経はこの事件の二年前に出家しているが、公経がかつて安嘉門院の執事として荘園所職の差配等を行っていたために、寛賢は公経を安嘉門院の代行者のように位置づけ、公経の名を出して吉富荘の知行を図ったのではないだろうか。

以上、安嘉門院の執事について、実氏及び執事だった可能性の高い公経の事例を見てきたが、何れの事例からも、荘園所職の問題に関して、執事が大きな影響力を持っていたことを見出せた。

## おわりに

本稿では、八条院領感多荘所職補任問題を糸口として、女院と女院庁トップの執事の関係を検討し、女院の家政の一面を見た。従来の研究では女院の位置づけは、主に院や天皇との関係等、外部との関わり方に注目しながら説明されてきた。しかし今後は、女院の家政機関である女院庁のあり方、つまり外部ではなく内部に注目することも必要となつてこよう。

例えば、女院庁の庁底についても今後は考えなければならぬだろう。女院庁の庁底では、発給した下文の案文が作成・保管され、下文受給者が

邸宅火災で下文を失った時に、庁底の案文を元に新たに下文を発給された事例が確認されている。<sup>(42)</sup>

今回とりあげた感多荘所職相論で敗訴した京極は、第一章で述べた通り、自身の文書については「被盜取」と主張し、公暁や安嘉門院庁からは「不帯一紙之証文」と見なされた。彼女が父宗家からの相伝文書を持つていないのは当然としても、元久二年に八条院から知行を命じられた時に、八条院庁下文を下賜されているはずである。それをもし盜まれたしまったのなら、庁底の案文を元にした新たな下文の発給を何故要請しなかったのだろうか。八条院庁の庁底には案文が保管されていても、その後の八条院管領者達の院庁・女院庁の庁底には引き継がれなかったのだろうか。あるいは、文書は保管されていたものの、これを管理する下級院司の主典代が、執事実氏が公暁の相続人であることに鑑み、付度して下文を再発給しなかったのだろうか。または、恣意的な改替時に発給された八条院庁下文は、安嘉門院庁から有効文書として扱われず、京極は「不帯一紙之証文」と見なされた可能性も考えるべきだろうか。そうだとすれば、女院の所職補任権のあり方も見直さなければならぬなつてくる。

他にも解明すべきことは山積しているが、今後の課題として稿を閉じることとする。

## 注

- (1) 伴瀨明美「院政期く鎌倉期における女院領について」(『日本史研究』三七四、一九九三年)、長田郁子「鎌倉期における皇統の変化と菩提を弔う行事」(『文学研究論集』十五、二〇〇一年)、白根陽子「天皇家領の伝領と女院の仏事形態」(同『女院領の中世的展開』同成社、二〇一八年、初出は二〇〇二年)、野口華世a「中世前期の王家と安楽寿院」(『ヒストリア』一九八、二〇〇六年)等。なお、所

職補任に関しては、同じ荘園群の管領者たる女院でも、二人目以降の場合は、一人目の女院の時代の知行者またはその子孫に、引き続き知行安堵するという枠にはめられていたという指摘がある（野口華世 b「安嘉門院と女院領荘園」〔『日本史研究』四五六、二〇〇〇年〕）。

(2) 末柄豊「西園寺家文書について」〔『遙かなる中世』十九、二〇〇一年〕

(3) 柳原本『諸文書部類』

(4) 『仲資王記』文治五年閏四月廿二日条。

(5) 『砂巖』巻第五

(6) 注(5)前掲史料。

(7) 『明月記』建仁三年十二月十七日条の死亡記事には「此両三月病悩」とある。

(8) 春華門院没後、八条院領は全て直ちに後鳥羽が継承したと従来論じられていたが、近年、樋口健太郎「八条院領の伝領と八条良輔」（同『中世王権の形成と撰閑家』吉川弘文館、二〇一八年、初出は二〇一五年）で、良輔による一部継承が指摘されている。

(9) 兼光の子のうち基長という人物が、少納言在職中の建久五年八月十日に没している（『仲資王記』同日条）。

(10) 勸修寺本『御教書類』所収。

(11) 『明月記』嘉祿二年七月二十二日条。

(12) 同書寛喜元年十月四日条。

(13) 八条院院司を務めた人々についての詳細は、永井晋「十二世紀中・後期の御給と貴族・官人」（『国学院大学大学院紀要』十七、一九八六年）、同『八条院の世界』（山川出版社、二〇二一年）参照。なお、特に断らない限り、本稿では、八条院院司及び八条院の内親王時代の家政機関のメンバー構成等は、永井氏の研究による。

(14) 樋口健太郎「女院制の展開と執事」（上横手雅敬編『鎌倉時代の権力

と制度』、思文閣出版、二〇〇八年）

(15) 『初倉荘の成立』（『静岡県史 通史編1 原始・古代』一九九四年）以下本稿では、初倉荘に関する先行研究は全てこれを指す。なお、承久の乱後に所職が親行達から通時へ移ったことは史料⑦に見える。新たな八条院管領者後高倉院が、後鳥羽管領時代に彼によって強引に代替された所職を、後鳥羽管領期以前の知行者に戻す傾向が見られたという指摘があるが（野口華世「中世前期公家社会の変容」〔『歴史学研究』八七二、二〇一〇年〕）、当該期には、八条院管領時代に行われた代替も一部見直されたのではないだろうか。もちろん、八条院管領時代末期に行われた「通資↓親行達」（あるいは「通資没後に一時所職を継承した通時↓親行達）」という代替は理不尽な代替ではなく、元に戻しただけのものではあったが、承久三年の後高倉院庁ではそのことは考慮されなかったであろう。なお、後高倉院が、以前に行われた代替を見直すスタンスをとったことは、公暁が感多荘の訴訟を起す契機にもなったのではないだろうか。

(16) 良清という公卿は存在しない。寛喜元年前後には、長経の弟の長清が「八条三位」と呼ばれているので「良清」は「長清」と改めるべきであらう。

(17) 通資が確実に八条院執事だったことが分かる史料は、『明月記』正治元年八月十日条であるが、同書建久九年二月七日条には、通資が定家に歓喜光院（美福門院御願寺。その附属荘園は八条院領の一部）の修二会の奉行を務めるよう命じていることが見える。女院庁のどの儀式で誰を奉行とするか、といったことは、女院庁の儀式運営全体に関して権限を持つ執事が決定したと考えられるので、通資はこの時点で既に執事だったと判断できよう。

(18) 永万元年六月廿九日付「八条院庁下文」（『宗像神社文書』）、安元三年五月廿一日付「八条院庁牒案」（『醍醐寺文書』）、治承四年四月十



五日付「八条院序下文案」(『厳島野坂文書』)、文治二年十月日付「八条院序牒案」(『醍醐寺文書』)、建久四年九月廿三日付「八条院序下文案」(『根来要書』)

(19) 一般的に、女院主催仏事の参加者は、その院司である。注(1)前掲野口 a 論文等参照。

(20) 『明月記』建仁元年十一月廿三日条・同二年正月二日条・同廿三日条。

(21) 同書正治二年十一月廿三日条・建仁二年七月二日条。なお、公房は、散三位時代にも一度参加したことが確認できる(『明月記』正治元年九月廿三日条)。清華家の一つである三条家の嫡男公房ならば、議政官公卿への昇進は当然約束されていたから、この事例もカウントすれば三例ということになる。

(22) 『明月記』同日条。

(23) 『三長記』建久六年七月十六日条。

(24) 文治二年十月日付「八条院序牒案」(『醍醐寺文書』)、文治五年閏四月廿一日付「八条院序下文案」(『西園寺家文書』)、建久四年九月廿三日付「八条院序下文案」(『根来要書』)

(25) 三好千春「後鳥羽院政における春華門院昇子内親王の位置」(『女性歴史文化研究所紀要』十八、二〇一〇年)、注(8)前掲樋口論文。

(26) 注(13)前掲永井著書。

(27) 注(8)前掲樋口論文。

(28) 注(25)前掲三好論文。

(29) 『明月記』嘉禄二年二月廿五日条・三月四日条。なお、新執事の公継は、宣陽門院が女院になった時に院司に就任している(『玉葉』・『山丞記』・『姉言記』建久二年六月廿六日条)。宣陽門院猶子長子の入内定の日である嘉禄二年四月十六日に、新たに院司に任じられたメンバー中に公継を含める史料もあるが(『明月記』同日条)、院司未就任の者を先に執事に任命するとは考え難い(因みに『民経記』嘉禄

二年四月十五日条にも、四月十六日に院司に任じられる予定のメンバーが記録されているが、そこには公継の名は見えない)。

(30) 注(1)前掲白根論文。

(31) 『明月記』嘉禄二年二月廿二日条・廿五日条。

(32) 同書嘉禄三年閏三月六日条。

(33) 『山丞記』建久二年七月九日条。

(34) 注(14)前掲樋口論文。

(35) 長田郁子「鎌倉前期における宣陽門院の動向とその院司・殿上人について」(『文学研究論集』二十二、二〇〇四年)

(36) 『増鏡』卷三

(37) 『民経記』嘉禄二年四月十五日条、『明月記』嘉禄二年四月十六日。

(38) 暦仁二年正月日付「宣陽門院序下文案」(『東寺百合文書』)、延応元年十二月日付「宣陽門院序下文」(『東寺文書』)、仁治三年三月日付「宣陽門院序寄進状」(『東寺百合文書』)

(39) 安嘉門院が后から女院に転じたのは、讓状作成の一ヶ月後であるから、公暁が讓状を書いた時点では、実氏はまだ執事ではない。しかし、①前年に後高倉院が亡くなり、八条院領を相続したこと、②御願寺領を含む大莊園群の経営には、院と同様の文書を発給できる女院になる必要があること(野口華世「鎌倉時代の女院と女院領」(『細川涼一編『生・成長・老い・死』竹林舎、二〇一六年)、の二点より、安嘉門院が女院となることも執事の人事も一ヶ月前には決定していたと考えられる。

(40) 『経俊卿記』暦仁元年十月廿三日条・廿四日条・十一月十九日条。

(41) 同書嘉禄三年十二月廿六日条。

(42) 本郷恵子「院序務の成立と商工業統制」(同『中世公家政権の研究』東京大学出版会、一九九八年、初出は一九八八年)



